

平成23年3月11日の東日本大震災の発生時に、県内に住所を有していた方などで、採用時に失業状態であった方(新規学卒者を含む。)を雇い入れた場合の助成金制度を創設しました!

平成25年5月29日作成版

概要

平成24年6月以降は毎月1～10日が受付期間です!

■採用時に失業状態にあった方(新規学卒者を含む。)など(※)新規の求職者を、平成26年5月31日までに雇い入れた場合に、一定の要件のもと、**助成金を支給**します。

(※)この事業では被災求職者といい、雇災証明の有無などは問いません。詳細はホームページをご覧ください。

➤ 県内の事業所であって、復興に向けた**産業政策(※)に基づく支援事業を実施する事業所(事業所毎)**が対象になります。

※ 対象となる産業政策を県でリスト化(対象産業政策リスト)し、ホームページ等で公開しています。

➤ **平成23年11月21日以降**、助成金の対象に該当する求職者の方を「**期間の定めのない雇用又は1年以上の有期雇用で契約更新が可能な雇用形態**」で雇い入れた場合に対象となります。

※ 短時間労働者(雇用保険の一般保険者(週20時間以上))も対象となります。

※ 平成26年5月31日までに最初の新規求職者(再雇用者に該当しない方)を雇い入れていることが必要です。

➤ 雇い入れる方のうち**8割までは**、一度解雇した従業員を再び雇い入れる**再雇用者も対象**になります。

➤ 助成金額は、**1人当たり最大225万円**を段階的(1年目120万円、2年目70万円、3年目35万円)に支給します。

※ 1事業所につき1億円を上限、短時間労働者は1人当たり110万円、裏面図の(2)の対象支援事業の場合は、再雇用者は1人当たり180万円(再雇用の短時間労働者は1人当たり88万円)となります。

■**助成金の対象となる方の雇い入れ後**、次により申請することができます。

➤ **郵送**(書留などの配達記録が残る方法、消印有効)又は**持参**により御提出ください。

○ 郵送の場合の送付先 宮城県 経済商工観光部 雇用対策課分室(雇用創出班)あて
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

○ 持参いただく場合の受付場所 宮城県庁10階 雇用対策課分室内(相談・申請コーナー)
午前:9時30分から11時30分まで、午後:1時から午後4時30分まで

➤ 受付期間 **平成26年3月までの、毎月1日～10日が受付期間です。**

(ただし、予算が無くなりしだい終了となります。また、平成26年度の受付期間は別途定めます。)

※ 持参の場合の受付は、土・日・祝日等の県の休日を除きます。

※ 各受付期間の末日が、土・日・祝日等の県の休日に当たるときは、その翌日を当該期間の終期とします。

※ 既に雇い入れた方を対象として、**上記のいずれの期間においても申請可能です。**

(申請時点で既に離職している場合を除き、支給決定前の雇用実績についても原則として支給額の算定対象となりますので、事業要件及び申請書類をよく確認されてから申請されるようお願いします。)

※ 受付期間の後半は窓口が混雑することが見込まれますので、お早めに申請されるようお願いします。

○ このリーフレットは概要版ですので、事業の詳細な内容の確認及び申請様式等のダウンロードについては、宮城県雇用対策課のホームページをご覧ください。(ホームページアドレス <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/>)

○ お問い合わせ先 「事業復興型雇用創出助成金相談・申請コーナー」

宮城県経済商工観光部 雇用対策課分室内

(TEL 022-211-2779 FAX 022-211-2699 MAIL koyouso@pref.miyagi.jp)

助成対象とならない事業主

■次に該当する事業主は、この助成金の支給を受けることができません。

- 不正な行為により、本来支給を受けることのできない助成金等の支給を受け、又は受けようとしたことにより3年間にわたる助成金等の不支給措置が執られている事業主
- 暴力団、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している事業を行う事業主
- 宮城県税に未納がある事業主
- この助成金の対象となっている労働者に支払うべき賃金を、支払期日を超えて支払っていない事業主(支給額の請求等を行うまでに支払った場合を除く。)
- 労働者の出勤状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等)を適切に整備、保管していない事業主

※ 表面記載の要件についても再度御確認願います。

助成対象とならない労働者

■次に該当する場合は、助成金の支給対象にはなりません。

- 雇い入れた助成対象者が申請時点で既に離職している場合
- 雇用保険の一般被保険者とならない方(※)を雇い入れた場合
※ 週所定労働時間が20時間以上の65歳以上の方については、例外的に助成対象となります。
- 平成23年11月21日以降に自らの事業所を離職(雇用期間の満了を含む)した方を再び雇い入れた場合
- 平成23年11月21日以降に、助成対象となる事業所で労働者を事業主都合により解雇(勧奨退職等を含む。)又は雇い止めした事実がある場合において、その人数に相当する方を雇い入れた場合
- 雇入れに係る費用について、国又は地方公共団体が支給する他の補助金や融資等の支給対象となっている方を雇い入れた場合
- 平成23年度ふるさと雇用再生特別基金事業により自ら雇用した方を雇い入れた場合

※ 表面記載の要件についても再度御確認願います。

事業スキーム

…被災地の産業振興に合わせて、雇用面からも支援する助成金です！

